

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年11月4日(2021.11.4)

【公表番号】特表2019-514637(P2019-514637A)

【公表日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2019-506552(P2019-506552)

【国際特許分類】

A 6 1 F 7/02 (2006.01)

A 6 1 F 7/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 7/02 A

A 6 1 F 7/02 L

A 6 1 F 7/10 3 0 0 E

A 6 1 F 7/10 3 1 1 K

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年9月21日(2021.9.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 3 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 3 5】

かくして、発明は、第1の態様では、積み重ねられ溶接されて少なくとも3つ、好ましくは少なくとも4つのタイルを備える舗装を画定する2つのシートで構成される物品に関し、各タイルは少なくとも3辺および3頂点を備え、これらのタイルは面を画定する空間の少なくとも2方向に配備され、タイルは隣接しその辺の少なくとも1つによって互いに接続され、各タイルの外周の固着によって内部コンパートメントが画定され、この内部コンパートメントは、水系媒体に対する少なくとも1つの吸収性材料または充填剤を含む、2つのシートの間の空間であり、タイルは少なくとも1つの溶接部によって閉じられ互いに接続され、溶接は超音波、熱を介してまたは当業者に既知の任意のタイプの溶接によって行われ、溶接部は、混合溶接部と、両側に接する弱化溶接部および接合点の連続またはプレカットから形成される脆弱線とから構成され、混合溶接部は、タイルの隅が拡大溶接部表面積によって補強されるように各タイルの頂点の近傍で広げられ、好ましくは、混合溶接部は、タイルの辺の混合溶接部の幅よりも少なくとも10%大きい幅を各タイルの頂点の近傍に有し、非常に好ましくは、混合溶接部は、タイルの各頂点に1~10、好ましくは2~8、非常に好ましくは3~5mmの辺を有する三角形を形成する。